

平成 17 年 10 月 12 日

淀川水系流域委員会 様

伊賀市
山立小場ダム対策委員会
副委員長 川 合 八 司

川上ダム本体工事早期着手を望む意見を次の理由により提出します。

当委員会は、川上ダム建設予定地の直上流に位置する集落内に設置されています。従いまして水没地や付け替え県道松阪青山線の用地買収に協力するのはもちろん、周辺整備としての県道青山名張線、市道山立北野線、市道種生川上線、ハーモニーフォレスト（森林公園）等の用地買収に協力し、それら全体の整備は年月がかかっていますが、約 8 割程度の進捗を見えています。考え方によれば、道路整備は遅れに遅れましたがようやく完成の見通しがつき“ダムのお陰”と言ったところがあります。しかし、もう少し範囲を広げ種生地域で見ると付け替え県道青山美杉線は約 2 割程度しか整備されておらず、ここでダムが中止ということになれば、これら道路整備は依然として進まないことが予想され、当地域の活性化計画の目玉であるハーモニーフォレストは付け替え県道青山美杉線の開通なくして正常な運営（伊賀市が運営）は全く期待できません。このハーモニーフォレストは都市と農山村の交流・対流を図り集客を増やすことにより当地域の雇用をはじめ農林産物の販売等による活性化を図り若者も含め定住促進に繋げようとするものです。よってダムが中止となれば当地域は高齢化や過疎化に一層の拍車がかかり廃村の危機に直面することになります。そうすれば田畑・山林は荒廃しその公益的機能も発揮されず、まさに下流地域の洪水の頻度も多くなることが考えられます。

一方、国土交通省は河川法の改正により河川の整備にあたっては住民の意見も尊重することとしたことは画期的なことだと思います。近畿地方整備局は先陣を切って淀川水系流域委員会を早期に設置し今後公共事業を進めていく上でまさにモデルとなるような手法を取り入れていることは敬意を表するところであります。貴流域委員会も淀川水系 5 ダムについての意見具申に 4 年余もかけ精力的に委員会を開催するほか住民との対話を数多く実施されましたことにつきましても敬意を表するところであります。そうした経緯を踏まえ去る平成 17 年 7 月 1 日に国土交通省近畿地方整備局が淀川水系 5 ダムについての方針が発表されました。この発表内容も 2 ダムを中止とする断腸の思いの決断であると思います。その中で川上ダムは利水量の縮小はあるものの木津川・淀川の洪水調節効果は大きいということで実施の方針が出されたところであります。これは、もちろん貴流域委員会の意見を尊重したうえ検討に検討を重ね総合的に判断されたものと思います。従って貴流域委員会は十分に役割を果たしていただ

いたものと考えます。私もここまでの川上ダム建設事業の進捗率を考慮した場合、ダム本体工事に早期に着手し完成することは、事業効果の発揮も早くまたより経済的であると思います。利水量の縮小によるダム本体の設計変更をしてコスト縮減に努めるのはいうまでもなく、ダム建設反対の多くの意見である環境への影響を極力少なくするよう水資源機構は最高の技術力を発揮して建設すべきだと思います。また、国土交通省近畿地方整備局はその他の反対意見（特に洪水被害地域から見れば川上ダムの流域はその1割しかないこと。活断層のこと。）に対しては丁寧に説明する責任を果たすことも重要なことと思います。そして国民に対してもそれらの説明内容を公表し理解を求めることに最大限の努力を払うことを望むものであります。